

教職企第 1363 号  
令和 3 年 5 月 28 日

私学課長 様  
福祉部子育て支援課長 様

教職員室教職員企画課長  
(公 印 省 略)

他府県で開設される免許法認定講習の申込手続について（通知）

免許法認定講習は、現職の教員等に上級免許状等の取得に必要な単位を修得させるため、都道府県教育委員会等が文部科学大臣の認定を受けて開設します。一部の教育委員会が開設する免許法認定講習においては、受講定員に余裕があるとき、他府県からの受講者を受け入れている場合があります。

大阪府外の教育委員会が開設する免許法認定講習の受講申込に当たっては、下記の事項を遵守していただきますよう周知をお願いします。

記

- 1 免許法認定講習は、教育職員免許法別表第三、第四、第六、第六の二、第七又は第八により教育職員検定を受けようとする者が、必要とされる最低単位数の全部又は一部を修得するために開設されます。
- 2 受講定員等によっては、必ずしも申込者全員が受講できるとは限りません。
- 3 今年度の実施要項は、別紙「他府県免許法認定講習に係る実施要項の配布方法について」により確認してください。
- 4 例年、申込の日程に余裕がないことが少なくありません。提出締切日は厳守してください。
- 5 講習を開設する府県によっては、私立学校園の教職員、幼稚園・認定こども園教職員の受け入れを行っていない場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ先

教職員室 教職員企画課 免許グループ  
電話（直通）06-6944-6180  
担当 中田